

令和6年分 株式等の 譲渡所得等のあらまし

I 株式譲渡益課税のあらまし

1 申告分離課税制度のあらまし

一般株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額（以下「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」といいます。）については、他の所得の金額と区分して、一般株式等に係る譲渡所得等の金額の**15%**に相当する金額の所得税（他に復興特別所得税）が課されます。

また、上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額（以下「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」といいます。）については、他の所得の金額と区分して、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の**15%**に相当する金額の所得税（他に復興特別所得税）が課されます。

営利を目的として継続的に行う株式等の譲渡による所得は、事業所得又は雑所得となり、それ以外の株式等の譲渡による所得は、譲渡所得となります。

なお、次の株式等の譲渡による所得は、**譲渡所得**として差し支えありません。

- (1) 上場株式等で所有期間が1年を超えるものの譲渡による所得
- (2) 一般株式等の譲渡による所得

一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、所得の区分ごとに次のように計算します。

一般株式等に係る 譲渡所得等の金額	=	総収入金額 (譲渡価額)	-	必要経費 (取得費+譲渡費用+負債利子)	-	特定投資株式 の 控 除 額	→ 損益の通算 は 不 可
上場株式等に係る 譲渡所得等の金額	=	総収入金額 (譲渡価額)	-	必要経費 (取得費+譲渡費用+負債利子)	-	特定投資株式 の 控 除 額	

総 収 入 金 額	取 得 費 (取得価額)	○ 譲渡した株式等の取得に要した金額等 ※ 詳しくは、33ページから35ページをご覧ください。 ○ 相続財産を譲渡した場合の相続税額の取得費加算の特例（譲渡所得に限りません。） ※ 詳しくは、45ページをご覧ください。
	譲渡に要した 費 用 等	○ 譲渡に際して支出した委託手数料 ○ 管理費(事業所得又は雑所得に限りません。) ○ その他の経費
	取得に要した 負 債 の 利 子	○ 譲渡した株式等を取得するために要した借入金等の利子で、本年中の所有期間に対応する部分の金額
	特定投資株式の 取得に要した 金額の控除等	○ 特定投資株式を払込みにより取得した場合、その取得に要した金額を一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することができます（42ページ参照）。
	一般株式等に係る 譲渡所得等の金額 又は 上場株式等に係る 譲渡所得等の金額	【上場株式等のみ】 ○ 上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、その年分の分離課税配当所得等金額と損益通算し、控除しきれない譲渡損失の金額は、翌年以後3年間の各年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除できます（36ページ参照）。

2 申告分離課税以外の課税方法

有価証券の譲渡による所得であっても、その譲渡が次に掲げる譲渡に該当するときは、それぞれ次に掲げる方法により課税されます。

- (1) 有価証券先物取引（有価証券の受渡しが行われることとなるものに限ります。）の方法による株式等の譲渡
 - 事業所得又は雑所得として総合課税
 - 注 金融商品先物取引等の決済が差金等決済によるときは、事業所得又は雑所得として分離課税
- (2) 土地等の譲渡に類する株式等の譲渡で、土地等の短期譲渡所得として分離課税の対象とされるもの
 - 土地等の短期譲渡所得として分離課税
- (3) ゴルフ会員権に類する株式又は出資者の持分の譲渡
 - 原則、譲渡所得として総合課税
- (4) 源泉徴収口座（39ページ参照）での上場株式等の譲渡
 - 源泉徴収のみで課税関係が終了（申告分離課税により確定申告をすることもできます。）

3 株式等の範囲

- (1) 「株式等」とは、「株式（投資口を含みます。）」、「新株予約権（新投資口予約権を含みます。）」、「合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分」、「投資信託の受益権」、「公社債（償還差益について発行時に源泉徴収がされた割引債など一定のものを除きます。）」などをいいます（外国法人に係るものを含み、ゴルフ会員権に類する株式又は出資者の持分を除きます。）。
- (2) 「上場株式等」とは、次に掲げるものをいいます。
 - ① 金融商品取引所に上場されている株式等
 - ※ 上場されている株式等には、いわゆる ETF、J-REIT、ベンチャーファンド及びカントリーファンドを含みます。
 - ② 店頭売買登録銘柄として登録されている株式（出資及び投資口を含みます。）
 - ③ 店頭転換社債型新株予約権付社債
 - ④ 店頭管理銘柄株式（出資及び投資口を含みます。）
 - ⑤ 日本銀行出資証券
 - ⑥ 外国金融商品市場において売買されている株式等
 - ⑦ 公募投資信託（特定株式投資信託を除きます。）の受益権
 - ⑧ 特定投資法人の投資口
 - ⑨ 公募特定受益証券発行信託の受益権
 - ⑩ 公募特定目的信託の社債的受益権
 - ⑪ 国債及び地方債
 - ⑫ 外国又はその地方公共団体が発行し、又は保証する債券
 - ⑬ 会社以外の法人が特別の法律により発行する一定の債券
 - ⑭ 公社債でその発行の際の有価証券の募集が一定の公募により行われたもの
 - ⑮ 社債のうち、その発行の日前9月以内（外国法人にあっては、12月以内）に有価証券報告書等を内閣総理大臣に提出している法人が発行するもの
 - ⑯ 金融商品取引所（これに類するもので、外国の法令に基づき設立されたものを含みます。）においてその規則に基づき公表された公社債情報に基づき発行する一定の公社債
 - ⑰ 国外において発行された公社債で、次に掲げるもの
 - a 有価証券の売出し（その売付け勧誘等が一定の場合に該当するものに限ります。）に応じて取得した公社債（bにおいて「売出し公社債」といいます。）で、その取得の時から引き続きその有価証券の売出しをした金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされているもの
 - b 売付け勧誘等に応じて取得した公社債（売出し公社債を除きます。）で、その取得の日前9月以内（外国法人にあっては、12月以内）に有価証券報告書等を提出している会社が発行したもの（その取得の時から引き続きその売付け勧誘等をした金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされているものに限ります。）
 - ⑱ 外国法人が発行し、又は保証する債券で一定のもの
 - ⑲ 銀行等又はその銀行等の関連会社が発行した社債（その取得をした者が実質的に多数でない社債として一定のものを除きます。）

- ⑳ 平成27年12月31日以前に発行された公社債（その発行の時ににおいて同族会社に該当する会社が発行したものを除きます。）
- (3) 「一般株式等」とは、上場株式等以外の株式等をいいます。

4 株式等に係る譲渡所得等のみなし譲渡課税の範囲（主なもの）

- (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額には、一般株式等につき交付を受ける次に掲げる金額も含まれます。
 - ① 法人の株主等がその法人の合併（合併法人の株式又は出資以外の資産が交付されなかった場合など一定の場合を除きます。）等により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（配当等の額とみなされる部分の金額を除きます。）
 - ② 公社債の元本の償還（買入れの方法による償還を含みます。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額（特定公社債（上記3(2)の①、③、⑥又は⑪から⑳までに掲げる公社債をいいます。）以外の公社債の償還により交付を受ける金銭又は金銭以外の資産で、次に掲げる個人及びその親族等が交付を受けるものの価額を除きます。）の合計額
 - a その交付をした法人が同族会社に該当することとなる場合におけるその判定の基礎となる株主等のうち、一定の要件を満たすもの（bにおいて「特定株主等」といいます。）である個人
 - b 特定株主等である法人が個人と特殊の関係のある法人となる場合におけるその個人
 - ③ 分離利子公社債に係る利子として交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額
 - ④ 投資信託等の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち、その投資信託等について信託されている金額に達するまでの金額
- (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額には、上場株式等につき交付を受ける次に掲げる金額も含まれます。
 - ① 上記(1)の①から③までに掲げる金額
 - ② 投資信託等の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

Ⅱ 取得費（取得価額）

1 株式等の取得費（取得価額）【原則】

株式等の取得費は、原則として、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額です。

	区 分	取得費（取得価額）
イ	金銭の払込みにより取得した株式等（ハに該当するものを除きます。）	その払込みをした金銭の額（その金銭の払込みによる取得のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）
ロ	特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式	その譲渡についての制限が解除された日（同日前に特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式の交付を受けた個人が死亡した場合において、一定のものについては、その個人の死亡の日）における価額
ハ	発行法人から与えられた次に掲げる権利の行使により取得した株式等（特定権利行使株式を除きます。）	
	① 平成17年法律第87号による改正前の商法（IV 2(1)⑧において「旧商法」といいます。）に規定する新株予約権	その権利の行使の日における価額
	② 会社法第238条第2項の決議等に基づき発行された新株予約権（新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件、金額であるとされるもの又は役務の提供による対価であるとされるものに限ります。）	
	③ 株式と引換えに払い込むべき金額が有利な場合におけるその株式を取得する権利（①又は②に該当するものを除きます。）	その権利に基づく払込み又は給付の期日における価額

ニ	発行人の株主等として与えられた新たな払込み や給付を要しないで取得した株式又は新株予約権	零
ホ	購入した株式等（ハに該当するものを除き ます。）	その購入の代価（購入手数料、その他その株式等の 購入のために要した費用がある場合には、その費用の 額を加算した金額）
ヘ	イからホ以外の方法により取得した株式等	その取得の時ににおけるその株式等の取得のために通 常要する価額

2 株式等の取得費（取得価額）【その他】

- (1) **相続**（限定承認に係るものを除きます。）、**遺贈**（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除きます。）
又は贈与により取得した株式等の取得費（取得価額）は、被相続人又は贈与者の取得費（取得価額）
を引き継ぎます。

なお、相続や贈与などの際に相続人や受贈者が支払った名義書換手数料などの金額も取得費（取
得価額）に含まれます（下記(6)を適用する場合を除きます。）。

（注） 相続、遺贈又は贈与により払い出された非課税口座（N I S A）又は未成年者口座（ジュ
ニアN I S A）内の上場株式等を取得した場合については、原則として、その相続、遺贈又
は贈与があった日における最終の売買価格に相当する金額をもって、その上場株式等と同一
銘柄の株式等を取得したものとみなされます。

- (2) **株主割当てにより旧株に対して割り当てられた新株**を取得した場合（金銭の払込みを要する場合
に限ります。）において、その株主割当て後の旧株と新株の1株当たりの取得費（取得価額）は、**次
の算式で計算**します。

（旧株1株の従前
の取得費等

旧株1株当たりの新株数

+

（新株1株当た
りの払込金額

1

×

（旧株1株当た
りの新株数

株主割当て後の旧株
及び新株の取得費等

=

- (3) **信用取引又は発行日取引の方法による株式**の売買を行った場合の売付けに係る株式の取得価額と
して事業所得又は雑所得の必要経費に算入する金額は、その**株式の買付けに要した金額**です。
- (4) **昭和27年12月31日以前に取得した株式等**について譲渡所得の金額を計算する場合の取得費は、
原則として、同月中の公表最終価格等を基として計算します。
- (5) **特定権利行使株式**（44ページの3(1)参照）について、譲渡所得等の金額を計算する場合の取
得費は、原則として、払込価額（権利行使価額）となります。
- (6) 株式等の取得費（取得価額）の金額が、その譲渡に係る収入金額の5%相当額に満たない場合には、
その5%相当額を取得費（取得価額）の金額とすることができます。

3 2回以上にわたって取得した同一銘柄の株式等を譲渡した場合の株式等の取得費

その株式等を取得した時（その後既にその株式等の一部を譲渡している場合には、直前の譲渡
の時）から譲渡の時までの期間を基礎として、取得した時（又は直前の譲渡の時）において有し
ていた株式等及びその期間内に取得した株式等について**総平均法に準ずる方法**によって算出した
1単位当たりの金額を基として計算します。

総平均法に準ずる方法の計算については、次のページの設例をご覧ください。

○ 国税庁ホームページでは、タックスアンサー（よくある税の質問）を提
供しています。申告や納税についてお分かりにならない点がありました
ら、是非ご活用ください。

※ 「総平均法に準ずる方法」については、タックスアンサーNo.1466「同一銘柄の
株式等を2回以上にわたって購入している場合の取得費」を参照してください。



タックスアンサー

設 例

次の例を基に、令和6年9月24日に譲渡した株式3,000株の、譲渡所得の取得費を計算します。

取引例

（取引年月日等）	（株数）	（単価）	（入金）	（出金）
①令和4年11月7日 取得	3,000株	156円		468,000円
②令和5年1月16日 譲渡	2,000株	180円	360,000円	
③令和5年2月6日 取得	4,000株	170円		680,000円
④令和6年9月24日 譲渡	3,000株	150円	450,000円	

イ まず、令和5年1月16日の譲渡後（直前
の譲渡後）の残株式1,000株の取得に要した
金額を計算します。

（令和4年11月取得）

（令和5年1月
譲渡後の株式）

468,000円

3,000株

×

1,000株

=

156,000円

ロ 次に、令和6年9月24日に譲渡した株式
3,000株の取得費を計算します。

（令和5年1月
残株式）

（令和5年2月
取得株式）

156,000円

1,000株

+

680,000円

4,000株

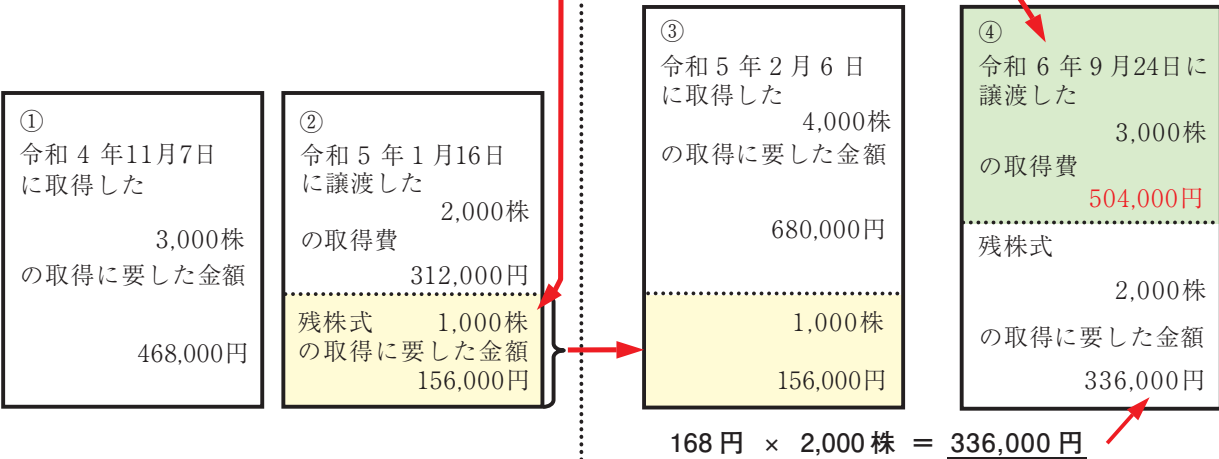
=

168円

（1株当たりの金額）

【1円未満切り上げ】

168円 × 3,000株 = 504,000円



（注） 買委託手数料やそれに係る消費税及び地方消費税も取得費（取得価額）に算入されますが、上記の計算例では、便宜上、
これらの金額を含めないで計算しています。

Ⅲ 譲渡所得等の金額及び税額の計算

1 一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算

一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、次のように計算
します。

一般株式等の
譲渡損益

上場株式等の
譲渡損益

-

特定投資株式の
控除額（※）

=

一般株式等に係る
譲渡所得等の金額

上場株式等に係る
譲渡所得等の金額

一般株式等に係る
譲渡所得等の金額

上場株式等に係る
譲渡所得等の金額

-

特定投資株式に
係る譲渡損失の
繰越控除額等
（※）

-

上場株式等に係る
譲渡損失の繰越控除額

=

一般株式等に係る
譲渡所得等の金額

上場株式等に係る
譲渡所得等の金額

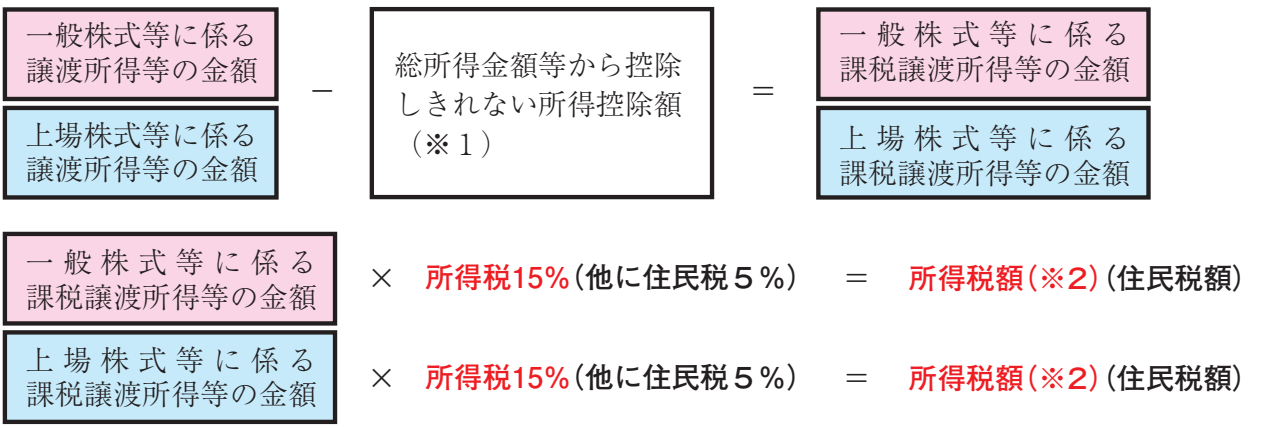
※ 控除額及び繰越控除額は、一般株式等、上場株式等の順に控除します。

(注) 一般株式等に係る譲渡所得等の赤字の金額は、他の一般株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額から、上場株式等に係る譲渡所得等の赤字の金額は、他の上場株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額から控除できますが、原則として一般株式等に係る譲渡所得等の赤字の金額は、上場株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額から控除することはできません。また、上場株式等に係る譲渡所得等の赤字の金額は、一般株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額から控除することはできません。

なお、控除できる赤字の金額について、その控除をしてもなお控除しきれない赤字の金額は、給与所得など他の各種所得（分離課税配当所得等を除きます。）の黒字の金額から差し引くことはできません。

一方、不動産所得など他の各種所得に赤字の金額がある場合においても、その各種所得の赤字の金額は、一般株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額から差し引くことはできません。

2 税額の計算



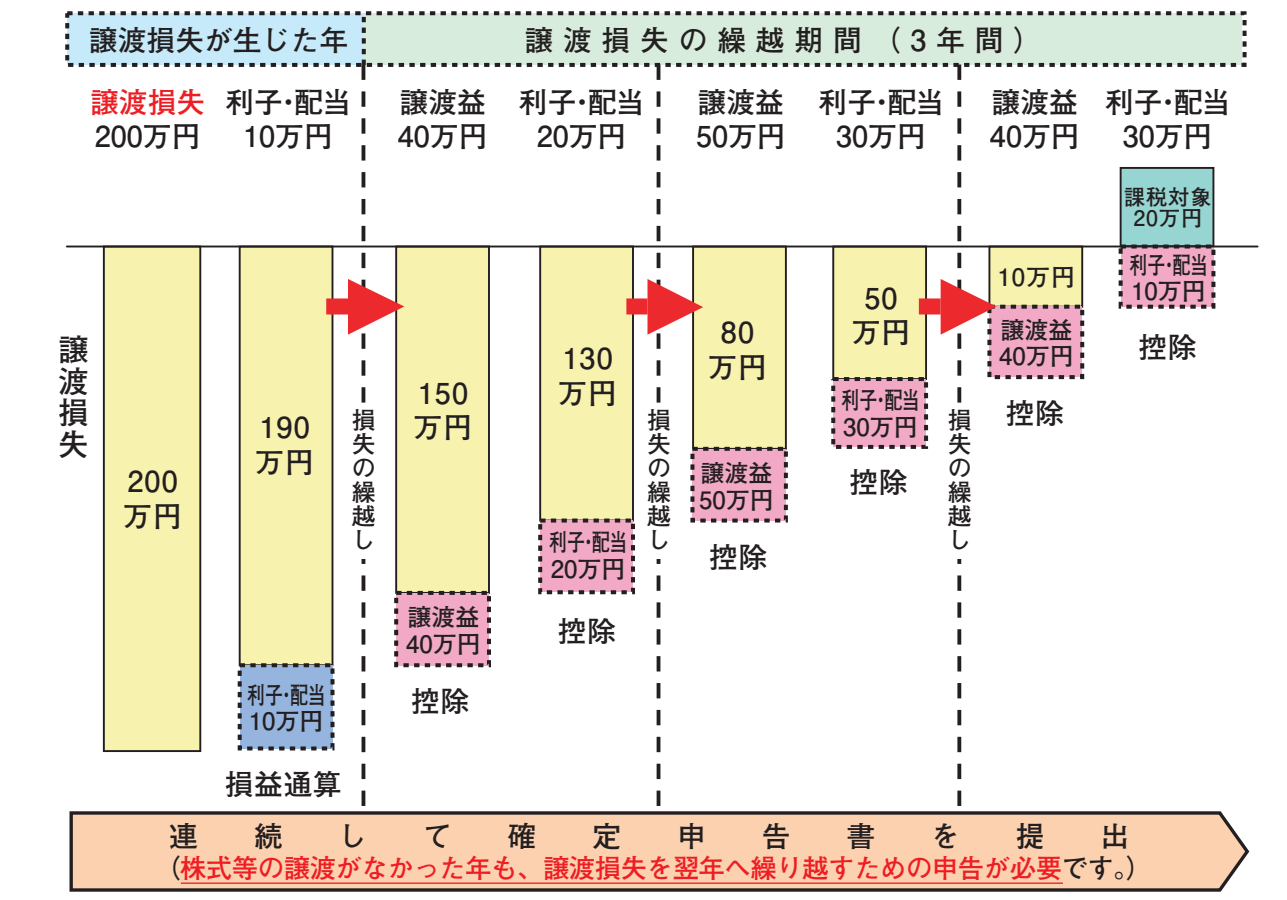
※1 総所得金額等から控除しきれない雑損控除、医療費控除、配偶者控除、基礎控除などの所得控除の金額がある場合には、その控除しきれない金額を一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除します。

所得控除の金額は、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額から順次控除します（ただし、これと異なる順序で控除しても差し支えありません。）。

※2 所得税のほかに、復興特別所得税が課されます。

IV 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例

1 概要



2 内容

上場株式等を金融商品取引業者等を通じて譲渡（下記(1)参照）したことにより生じた譲渡損失の金額は、確定申告により、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（下記(2)参照）と損益通算することができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない譲渡損失の金額については、その年分の翌年以後3年間にわたり、確定申告により、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額から繰越控除することができます。

(注1) 繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額は、一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することはできません。

(注2) 上場株式等の譲渡であっても、いわゆる相対取引など（具体的には、次の(1)の①から⑩以外の方法による上場株式等の譲渡）により生じた譲渡損失については、損益通算及び繰越控除はできません。

(注3) 非課税口座（NISA）及び未成年者口座（ジュニア NISA）内の上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失については、損益通算及び繰越控除はできません。

(1) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の対象となる譲渡の範囲

上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の対象となる譲渡（金融商品取引業者等を通じた譲渡）は、次の方法による上場株式等の譲渡をいいます。

- ① 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限ります。）又は登録金融機関への売委託により行う譲渡
- ② 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限ります。）に対する譲渡
- ③ 登録金融機関又は投資信託委託会社に対する譲渡で一定のもの
- ④ 法人の合併などによりみなし譲渡課税の対象となるもの（33ページの4(2)参照）
- ⑤ 上場株式等を発行した法人の行う株式交換又は株式移転による株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人に対する譲渡
- ⑥ 上場株式等を発行した法人に対して会社法の規定に基づいて行う単元未満株式の譲渡
- ⑦ 新株予約権付社債についての社債、取得条項付新株予約権又は新株予約権付社債の発行人に対する譲渡で一定のもの及び取得条項付新投資口予約権の発行人に対する譲渡
- ⑧ 上場株式等を発行した法人に対して旧商法の規定に基づいて行う端株の譲渡
- ⑨ 上場株式等を発行した法人が行う会社法第234条第1項の規定等による一株又は一口に満たない端数に係る上場株式等の競売その他一定の譲渡
- ⑩ 信託会社（信託業務を営む金融機関を含みます。）の国内にある営業所に信託されている上場株式等の譲渡で、その営業所を通じて、外国証券業者への売委託により行うもの又は外国証券業者に対して行うもの
- ⑪ 所得税法第60条の2第1項又は第60条の3第1項の規定（国外転出時課税制度）により譲渡があったものとみなされるもの

(2) 上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等に係る配当所得等の金額の損益通算の方法

その年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除します。

なお、上場株式等に係る配当所得等の金額とは、上場株式等の配当等^(注)に係る利子所得の金額及び配当所得の金額（上場株式等の配当等に係る配当所得については、申告分離課税を選択したものに限り、）の合計額をいいます。

(注) 「上場株式等の配当等」とは、特定公社債（33ページの4(1)②参照）の利子、公募公社債投資信託の収益の分配、上場株式の配当、公募株式投資信託の収益の分配などをいい、大口株主等（その株式等の保有割合が発行済株式等の総数等の3%以上である株式又は出資を有する者）が支払を受けるものなどを除きます。

(3) 上場株式等に係る譲渡損失の金額の繰越控除の方法

① 上場株式等に係る譲渡損失の金額が前年以前3年以内の二以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も古い年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額から順次控除します。

② 前年以前3年以内の一の年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除する場合において、その年分の「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」及び「上場株式等に係る配当所得等の金額」があるときは、まずその「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」から控除し、なお控除しきれない譲渡損失の金額をその「上場株式等に係る配当所得等の金額」から控除します。

※ 「上場株式等に係る配当所得等の金額」については、上記(2)の適用がある場合は、これを適用した後の金額になります。

(4) 所得税の扶養控除の対象となる扶養親族に該当するかどうかなどを判定する際の「合計所得金

参考1

参考1

額」は、配当所得等との損益通算の適用後の金額であり繰越控除の適用前

2 内容

(1) 特定口座制度の概要

金融商品取引業者等に特定口座を開設している場合において、その特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその特定口座に保管の委託がされている上場株式等（特定口座内保管上場株式等）を譲渡したときには、それぞれの特定口座ごとに、その特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額と、それ以外の株式等の譲渡所得等の金額とを区分して計算します。

また、その特定口座内の譲渡所得等の金額の計算は金融商品取引業者等が行い、年間の取引の合計を記載した「特定口座年間取引報告書」が、取引を行った年の翌年1月31日までに金融商品取引業者等から交付されます。

(2) 源泉徴収を行う特定口座（源泉徴収口座）【申告不要制度】

「特定口座源泉徴収選択届出書」の提出がされた特定口座（源泉徴収口座）においては、上場株式等の譲渡の都度、年初からの純利益を計算し、その年における前回の譲渡までの純利益の額を超える部分の金額（源泉徴収選択口座内調整所得金額）が生じた場合には、その譲渡の対価の支払をする際に、その源泉徴収選択口座内調整所得金額に所得税及び復興特別所得税15.315%（他に住民税5%）の税率を乗じて計算した金額が金融商品取引業者等により源泉徴収され、納税が完結しますので、確定申告をする必要はありません。また、金融商品取引業者等を通じて支払を受ける上場株式等の配当等については、その金融商品取引業者等に開設している源泉徴収口座に受け入れることができ、上場株式等の配当等を受け入れた源泉徴収口座内に上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額があるときは、上場株式等の配当等の額の総額からその上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額を控除（損益通算）した金額を基に金融商品取引業者等により所得税及び復興特別所得税が源泉徴収され納税が完結しますので、確定申告をする必要はありません。これらの場合、「配偶者控除」や「扶養控除」の適用の可否等を判定する際の「合計所得金額」は、源泉徴収口座の所得を含めずに判定します。

ただし、源泉徴収口座の譲渡所得等の金額（上場株式等の配当等を受け入れている場合には、その上場株式等の配当等との損益通算後の金額）が赤字となった場合で、その赤字の金額をその源泉徴収口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額と相殺するとき、又は「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（36ページ参照）」の適用を受けるときなどには、確定申告をする必要があります。これらの場合には、次ページの【注意】をご確認ください。

（注）年初からの譲渡の純利益を計算した結果、その金額が、その年における前回の譲渡までの純利益の額に満たないこととなった場合には、その都度、その満たない金額に所得税及び復興特別所得税15.315%（他に住民税5%）を乗じて計算した金額に相当する所得税及び復興特別所得税が金融商品取引業者等から還付されます。ただし、上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等の配当等の額の総額との損益通算は、年末時点で譲渡損益が確定した後に行われます。

3 手続

- (1) 源泉徴収を選択する場合には、その年の最初の譲渡の時までに、金融商品取引業者等に対して、「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出する必要があります。また、その選択は年単位となっていますので、年の途中で源泉徴収を行わないように変更することはできません。
 - (2) 源泉徴収口座に上場株式等の配当等を受け入れる場合には、その口座に受入れをしようとする上場株式等の配当等の支払の確定する日までに、金融商品取引業者等に対して、「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出する必要があります。また、その受入れは「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出するまで継続されます。
 - (3) 確定申告書を提出する場合において、「特定口座における上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と「その特定口座以外における上場株式等に係る譲渡所得等の金額」の合計は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」により行います。
 - (4) 確定申告書を提出するに当たり、特定口座年間取引報告書の添付は不要です。ただし、その年中に一の特定口座以外に株式等の譲渡がない場合には、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます。
- （注）特定口座年間取引報告書を添付しない場合でも、税務署等で確定申告書等を作成するときは、特定口座年間取引報告書が必要です、忘れずにお持ちください。

3 手続

それぞれの特例の適用を受けるためには、次の手続が必要になります。源泉徴収口座（39ページ参照）の譲渡損失の金額を申告する場合も同じです。

(1) 上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得等との損益通算

- ① この損益通算の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、この規定の適用を受けようとする旨を記載します（【事例3】の24ページ「特例適用条文」を参照）。
- ② 上記①の年分の所得税及び復興特別所得税につき、その上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書など（※）の添付がある確定申告書を提出します。
なお、控除しきれない譲渡損失の金額があり、翌年以後にその譲渡損失の金額を繰り越す場合には、次の(2)の手続が必要になります。

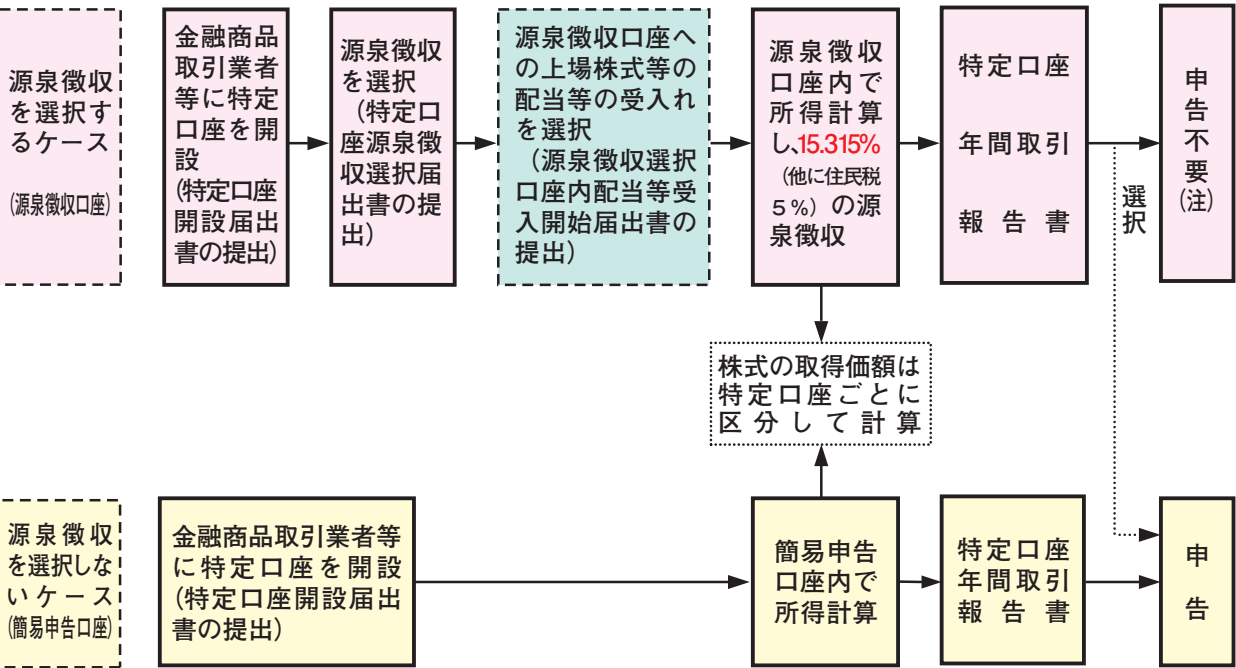
(2) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

- ① 上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の所得税及び復興特別所得税につき、その上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書など（※）の添付がある確定申告書を提出します。
- ② 上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の後年において連続して確定申告書を提出します（上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の後年に株式等の譲渡がない場合でも、その年の翌年以後にこの上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受けようとする場合は、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」を添付する必要があります（46ページ参照））。
- ③ この繰越控除の適用を受けようとする年分の確定申告書に、この繰越控除を受ける金額の計算に関する明細書など（※）を添付します。

※ 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」などをいいます。特例の適用に当たり必要な書類については、46ページの「株式等に係る譲渡所得等における各種特例の適用に当たって使用する申告書等の種類」も参照してください。

V 特定口座制度

1 概要図



（注）源泉徴収口座の譲渡損失の金額をその源泉徴収口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額と相殺する場合、又は上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける場合などには、確定申告が必要です。

Ⅵ 株式等に係る譲渡所得等のその他の特例

以下の株式等に係る譲渡所得等の特例の詳細な内容については、国税庁ホームページのタックスアンサーをご覧ください。《措法：租税特別措置法、所法：所得税法》

1 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37条の11の2）

特定口座内保管上場株式等であったもの（内国法人の株式又は公社債に限ります。）が、上場株式等に該当しないこととなった日以後、引き続き特定管理株式等として特定管理口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている場合において、株式又は公社債を発行した内国法人に清算結了等の事実が発生したときは、その事実が発生したことはその特定管理株式等の譲渡があったものと、その取得価額を上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、上場株式等に係る譲渡所得等の金額を計算します。

また、「特定口座内公社債」で一定の要件を満たすものについても、この特例の対象となります。
なお、その譲渡損失の金額については、確定申告により、「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（36ページ参照）」の適用を受けることができます。

2 特定投資株式等に係る各種特例（いわゆるエンジェル税制）

(1) 特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例（措法37条の13）

特定投資株式（43ページの「参考事項4」参照）を払込みにより取得（特定権利行使株式（44ページ3(1)参照）の取得を除きます。）をした場合には、その年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、その計算上、**その年中に払込みにより取得した特定投資株式**（その年の12月31日に有するものに限り、以下「**控除対象特定株式**」といいます。）の**取得に要した金額として一定の金額の合計額**（この特例の適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額を限度とします。）が**控除**されます。

なお、特例適用年の翌年以後の控除対象特定株式に係る同一銘柄株式1株当たりの取得費は、その同一銘柄株式1株当たりの特例適用年の12月31日における取得費から、特例の適用を受けた金額として一定の金額をその年の12月31日において有するその同一銘柄株式の数で除した金額を控除した金額に調整します（43ページの「【参考】エンジェル税制の適用を受けた株式の取得費の調整計算」をご覧ください。）。

ただし、令和5年4月1日以後において、払込みにより取得する控除対象特定株式のうち、設立の日以後の期間が5年未満の株式会社（43ページの「参考事項4」の1又は2に掲げる株式会社に限り、以下「**特例控除対象特定株式**」といいます。）については、特例の適用を受けた金額として一定の金額が20億円を超える場合を除き、調整計算は行いません。

(2) 特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例（措法37条の13の3①）

払込みにより取得をした特定投資株式が、上場等の日の前日までの期間内に、清算結了等の事実により**株式としての価値を失ったことによる損失が生じたときは、その損失はその株式を譲渡したことによる損失とみなして、一般株式等に係る譲渡所得等の金額を計算**します。

(3) 特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算の特例（措法37条の13の3④）

払込みにより取得をした特定投資株式を上場等の日の前日までの期間内に譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額（上記(2)の損失も含まれます。）のうち、譲渡した年の一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しきれない金額は、**その年の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除**することができます。

(4) 特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例（措法37条の13の3⑦）

上記(3)の特例を適用しても、なお控除しきれない譲渡損失の金額は、その年の**翌年以後3年間にわたり、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除**することができます。

なお、同一年中に生じた「特定投資株式に係る譲渡損失の金額」の繰越額及び「上場株式等に係る譲渡損失の金額」の繰越額がある場合において、上場株式等の譲渡益から控除する順序は、①「特定投資株式に係る譲渡損失の金額」、②「上場株式等に係る譲渡損失の金額」の順となります。

【参考】エンジェル税制の適用を受けた株式の取得費の調整計算

ここでは、特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例（措法37条の13）（42ページの2(1)参照）の適用を受けて取得した株式の取得費の調整計算を説明します^(注)。

この特例の適用を受けて取得した株式を譲渡した場合、その取得費の計算は通常の方法（総平均法に準ずる方法）により計算した金額から調整計算をする必要があります。**【計算例】**は次のとおりです。
(注) ここでは、特例控除対象特定株式に該当しない控除対象特定株式を取得した場合（その年における控除対象特定株式が1銘柄のみである場合）を前提としています。

【計算例】		
① 特例の適用を受けた金額	6,000,000 円	「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑩欄の「一般株式等」及び「上場株式等」の合計額を記載します。
② 令和6年12月31日において有する同一銘柄株式の株数	3 株	
③ この特例を適用しないものとした場合における令和6年12月31日の取得費の金額（単価）	3,500,000 円	特例の適用をしないで総平均法に準ずる方法により計算した、令和6年12月31日現在の取得費の金額を記載します。
④ 取得費の調整の際に控除する金額（①／②）	2,000,000 円	
⑤ 調整後の取得費の金額（単価）（③－④）	1,500,000 円	令和7年以後にこの銘柄の株式を譲渡する場合の取得費の金額となります。

参 考 事 項 4

【特定投資株式】について

特定投資株式とは次の株式をいいます。

- 中小企業等経営強化法第6条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社により発行される株式
- 内国法人のうち、その設立の日以後10年を経過していない株式会社（中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者に該当する会社であることその他の一定の要件を満たすものに限り、以下「**特定新規中小企業者**」）により発行される株式で次に掲げるもの
 - 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合で一定の要件を満たすものに係る投資事業有限責任組合契約に従って取得をされるもの
 - 金融商品取引法に規定する第一種少額電子募集取扱業務を行う一定の者が行う電子募集取扱業務により取得をされるもの
- 内国法人のうち、沖縄振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定会社で平成26年4月1日から令和7年3月31日までの間に同項の規定による指定を受けた会社により発行される株式
- 内国法人のうち、認可金融商品取引業協会の規則においてその事業の成長発展が見込まれるものとして指定を受けている株式（いわゆるグリーンシート銘柄の一部）を発行する株式会社であって、その設立の日以後10年を経過していない中小企業者に該当する一定のものにより発行される株式で、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限り、以下「**金融商品取引業者**」）を通じて取得されるもの
 - ※ 上記4については、平成31年3月31日までに払込みにより取得をした株式が対象となります。
- 内国法人のうち、地域再生法に規定する認定地域再生計画に記載されている一定の特定地域再生事業を行う株式会社（平成28年3月31日までに同法の確認を受けたものに限り、以下「**認定地域再生会社**」）であって、一定の要件を満たすものにより発行される株式で、その確認を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に発行されるもの
 - ※ 上記5については、平成28年3月31日までに払込みにより取得をした株式が対象となります。
- 内国法人のうち、地域再生法に規定する認定地域再生計画に記載されている地域再生に資する事業を行う特定地域再生事業会社であって、中小企業者に該当する一定の株式会社により発行される株式
 - ※ 上記6については、平成22年3月31日までに払込みにより取得をした株式が対象となります。

3 特定権利行使株式に係る各種特例（いわゆるストック・オプション税制）

(1) 特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税（措法29条の2①）

いわゆる税制適格ストック・オプションを行使して株式（「特定権利行使株式」といいます。）を取得した場合の経済的利益は非課税とされています。ただし、その特定権利行使株式を譲渡した場合、その譲渡による所得は、株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。

(2) 特定権利行使株式に係る保管の委託等の解約等があった場合のみなし譲渡課税（措法29条の2④）

特定権利行使株式の保管の委託等の解約等により、その全部又は一部の返還又は移転があった場合には、その時点で、その時における価額に相当する金額による譲渡があったものとみなして、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を計算します。

(3) 特定従事者が国外転出をする場合のみなし譲渡課税（措法29条の2⑤）

特定従事者が国外転出をする場合、その国外転出の時に有する一定の特定権利行使株式については、その時点で、権利行使時価額による譲渡があったものとみなして、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を計算します。

4 株式交換等に係る課税の特例（所法57条の4）

(1) 居住者が、その有する株式（以下「旧株」といいます。）につき、①その旧株を発行した法人の行った株式交換^{（注1）}によりその株式交換完全親法人に対しその旧株の譲渡をし、かつ、その株式交換完全親法人等の株式又は出資の交付を受けた場合、②その旧株を発行した法人の行った特定無対価株式交換^{（注2）}によりその旧株を有しないこととなった場合、又は③その旧株を発行した法人の行った株式移転^{（注3）}によりその株式移転完全親法人に対しその旧株の譲渡をし、かつ、その株式移転完全親法人の株式の交付を受けた場合には、その旧株の譲渡又は贈与はなかったものとみなされます（この場合、その旧株の取得価額は、その株式交換等により交付を受けたその株式交換完全親法人等の株式等に引き継がれます。）。

^{（注1）} その法人の株主に株式交換完全親法人又は株式交換完全親法人との間に一定の関係がある法人のうちいずれか一の法人の株式又は出資以外の資産が交付されなかった株式交換に限りします。

^{（注2）} 「特定無対価株式交換」とは、その法人の株主に株式交換完全親法人の株式又は出資その他の資産が交付されなかった株式交換で、その法人の株主に対する株式交換完全親法人の株式又は出資の交付が省略されたと認められる一定の株式交換をいいます。

^{（注3）} その法人の株主に株式移転完全親法人の株式以外の資産が交付されなかった株式移転に限りします。

(2) 居住者が、次の①から⑥までに掲げる有価証券をそれぞれ①から⑥までに掲げる事由により譲渡をし、かつ、その事由により取得をする法人の株式又は新株予約権の交付を受けた場合など一定の場合には、これらの有価証券の譲渡はなかったものとみなされます（この場合、これらの有価証券の取得価額は、その事由により交付を受けたその法人の株式に引き継がれます。）。

- ① 取得請求権付株式 請求権の行使
- ② 取得条項付株式 取得事由の発生
- ③ 全部取得条項付種類株式 取得決議
- ④ 新株予約権付社債についての社債 新株予約権の行使
- ⑤ 取得条項付新株予約権 取得事由の発生
- ⑥ 取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債 取得事由の発生

5 株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37条の13の4）

個人が、その有する株式（以下「所有株式」といいます。）を発行した法人を株式交付子会社とする株式交付によりその所有株式の譲渡をし、その株式交付に係る株式交付親会社の株式の交付を受けた場合（①その株式交付により交付を受けたその株式交付親会社の株式の価額がその株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうちに占める割合が80%に満たない場合並びに②その株式交付の直後の株式交付親会社が一定の同族会社に該当する場合を除きます。）には、その譲渡をした所有株式^{（注1）}の譲渡はなかったものとみなされます（この場合、その所有株式の取得価額^{（注2）}は、その株式交付により交付を受けたその株式交付親会社の株式に引き継がれます。）。

^{（注1）} その株式交付により株式交付親会社の株式以外に交付を受けた資産がある場合には、所有株式の

うち、その株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額に対応する部分に限りします。

^{（注2）} その株式交付により株式交付親会社の株式以外に交付を受けた資産がある場合には、所有株式の取得価額のうち、その株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額に対応する部分に限りします。

6 保証債務を履行するために株式等を譲渡した場合で、その保証債務の主たる債務者などに対する求償権の行使ができなくなった場合の特例（所法64条②）

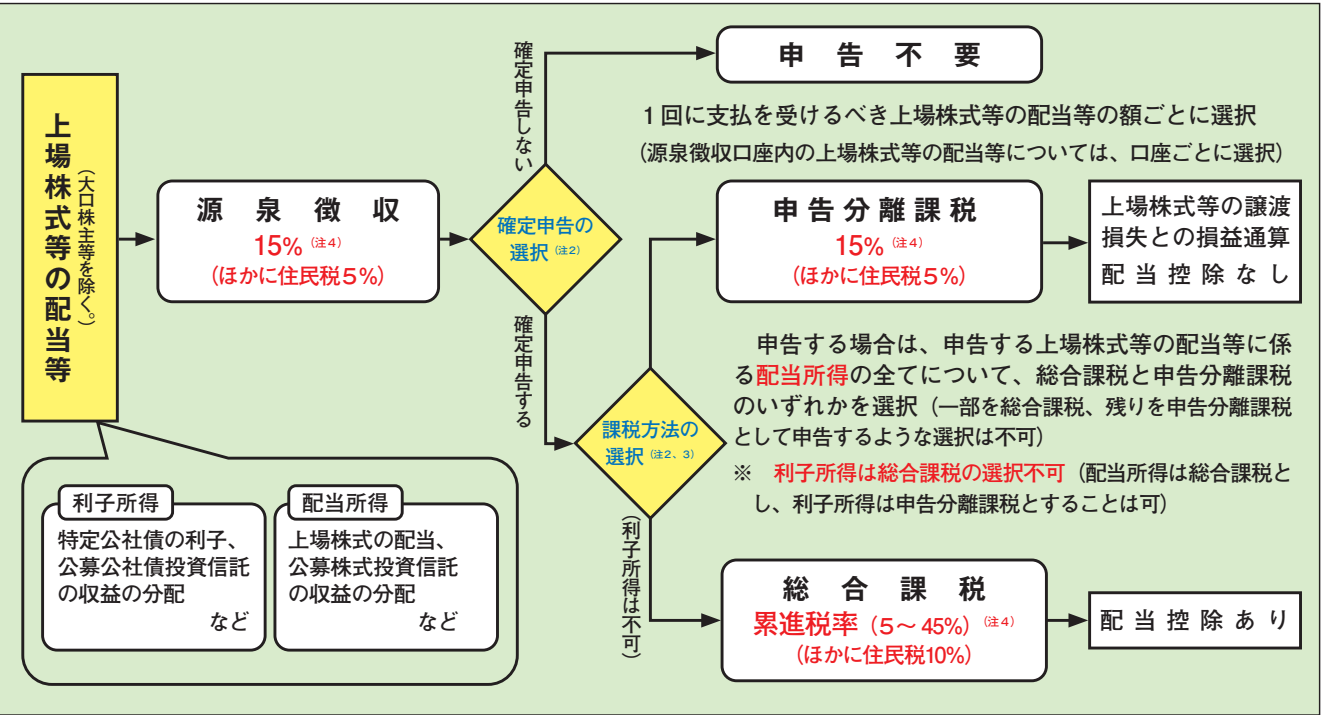
保証債務を履行するために株式等を譲渡した場合で、主たる債務者に対し求償権の行使ができなくなった場合には、求償権の行使ができなくなった金額に対応する部分の金額は、一般株式等に係る譲渡所得の金額又は上場株式等に係る譲渡所得の金額の計算上なかったものとみなされます。

7 相続財産を譲渡した場合の相続税額の取得費加算の特例（措法39条）

相続又は遺贈により取得した株式等を、相続の開始のあった日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までに譲渡した場合には、その相続税額のうち譲渡した株式等に対応する部分の金額を、譲渡した一般株式等の譲渡所得の金額又は上場株式等の譲渡所得の金額の計算上取得費に加算します。

Ⅶ 上場株式等の配当等の課税関係

上場株式等の配当等^{（注1）}に係る利子所得及び配当所得の申告等については、①申告不要とする方法、②申告分離課税として申告する方法、③「上場株式等の配当等に係る配当所得」は総合課税とし、「それ以外のもの（利子所得）」は申告分離課税とする方法に大別され、これを図にすると次のとおりとなります。また、40ページの【注意】も併せてご確認ください。



^{（注1）} 大口株主等（その上場株式等の保有割合が発行済株式等の総数等の3%以上である株式又は出資を有する者をいいます。）が支払を受けるものを除きます。

^{（注2）} その支払を受ける者を判定の基礎となる株主とした場合に同族会社に該当する法人と合算して、その上場株式等の保有割合が発行済株式等の総数等の3%以上となるときにおけるその者が支払を受ける配当等については、「申告分離課税」を選択することはできません。また、少額配当等に該当する場合を除き、申告不要とすることもできません。

^{（注3）} 特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が一定の公募により行われたものに限ります。）の社債的受益権の剰余金の配当など一定のものに係る配当所得は「総合課税」を選択することはできません。また、「特定口座年間取引報告書」の「特定上場株式等の配当等」の⑨欄の金額は「総合課税」と「申告分離課税」のいずれかを選択できますが、「上記以外のもの」の⑩欄の金額は「総合課税」の選択はできません。

^{（注4）} 所得税のほかに、復興特別所得税が課されます。